

## 社会福祉事業区分 資金収支内訳表

(自) 平成 29 年 4 月 1 日 (至) 平成 30 年 3 月 31 日

(単位：円)

勘定科目		清仁保育園	清心保育園	久世保育園	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入							
	保育事業収入	234,438,062	282,474,339	184,816,996	0	701,729,397	0	701,729,397
	借入金利息補助金収入	166,705	0	0	0	166,705	0	166,705
	経常経費寄附金収入	0	0	30,000	0	30,000	0	30,000
	受取利息配当金収入	24,284	33,131	7,095	133,469	197,979	0	197,979
	その他の収入	2,062,042	2,284,660	1,860,937	0	6,207,639	0	6,207,639
	事業活動収入計(1)	236,691,093	284,792,130	186,715,028	133,469	708,331,720	0	708,331,720
	支出							
	人件費支出	144,499,825	185,506,508	140,460,383	1,842,242	472,308,958	0	472,308,958
	事業費支出	26,504,272	28,223,206	19,944,644	0	74,672,122	0	74,672,122
事務費支出	22,470,886	20,953,318	10,304,339	3,662,571	57,391,114	0	57,391,114	
支払利息支出	300,000	0	0	0	300,000	0	300,000	
その他の支出	1,410,000	1,707,800	1,286,400	0	4,404,200	0	4,404,200	
事業活動支出計(2)	195,184,983	236,390,832	171,995,766	5,504,813	609,076,394	0	609,076,394	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	41,506,110	48,401,298	14,719,262	△ 5,371,344	99,255,326	0	99,255,326	
施設整備等による収支	収入							
	施設整備等補助金収入	4,167,650	0	0	0	4,167,650	0	4,167,650
	固定資産売却収入	0	70,000	0	0	70,000	0	70,000
	施設整備等収入計(4)	4,167,650	70,000	0	0	4,237,650	0	4,237,650
	支出							
	設備資金借入金元金償還支出	7,500,000	0	0	0	7,500,000	0	7,500,000
	固定資産取得支出	8,704,785	12,260,223	7,279,716	0	28,244,724	0	28,244,724
固定資産除却・廃棄支出	342,581	116,223	168,484	0	627,288	0	627,288	
ファイナンス・リース債務の返済支出	509,844	0	0	0	509,844	0	509,844	
施設整備等支出計(5)	17,057,210	12,376,446	7,448,200	0	36,881,856	0	36,881,856	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 12,889,560	△ 12,306,446	△ 7,448,200	0	△ 32,644,206	0	△ 32,644,206	
その他の活動による収支	収入							
	積立資産取崩収入	10,231,367	6,527,504	13,245,927	0	30,004,798	0	30,004,798
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0	6,900,000	6,900,000	△ 6,900,000	0
	その他の活動収入計(7)	10,231,367	6,527,504	13,245,927	6,900,000	36,904,798	△ 6,900,000	30,004,798
	支出							
	積立資産支出	20,000,000	20,000,000	10,000,000	0	50,000,000	0	50,000,000
	拠点区分間繰入金支出	2,300,000	2,300,000	2,300,000	0	6,900,000	△ 6,900,000	0
その他の活動による支出	6,252,387	6,527,504	3,245,927	0	16,025,818	0	16,025,818	
その他の活動支出計(8)	28,552,387	28,827,504	15,545,927	0	72,925,818	△ 6,900,000	66,025,818	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 18,321,020	△ 22,300,000	△ 2,300,000	6,900,000	△ 36,021,020	0	△ 36,021,020	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	10,295,530	13,794,852	4,971,062	1,528,656	30,590,100	0	30,590,100	
前期末支払資金残高(11)	30,494,801	38,328,868	38,009,435	14,905,952	121,739,056	0	121,739,056	
当期末支払資金残高(10)+(11)	40,790,331	52,123,720	42,980,497	16,434,608	152,329,156	0	152,329,156	

社会福祉事業区分 事業活動内訳表

（自）平成 29 年 4 月 1 日 （至）平成 30 年 3 月 31 日

（単位：円）

勘定科目		清仁保育園	清心保育園	久世保育園	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	収益							
	保育事業収益	234,438,062	282,474,339	184,816,996	0	701,729,397	0	701,729,397
	経常経費寄附金収益	0	0	30,000	0	30,000	0	30,000
	サービス活動収益計(1)	234,438,062	282,474,339	184,846,996	0	701,759,397	0	701,759,397
	費用							
	人件費	144,875,146	185,414,680	140,434,948	1,842,242	472,567,016	0	472,567,016
	事業費	26,504,272	28,223,206	19,944,644	0	74,672,122	0	74,672,122
事務費	22,470,886	20,953,318	10,304,339	3,662,571	57,391,114	0	57,391,114	
減価償却費	13,886,785	21,336,553	2,449,755	56,430	37,729,523	0	37,729,523	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 6,741,571	△ 4,790,157	0	0	△ 11,531,728	0	△ 11,531,728	
サービス活動費用計(2)	200,995,518	251,137,600	173,133,686	5,561,243	630,828,047	0	630,828,047	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	33,442,544	31,336,739	11,713,310	△ 5,561,243	70,931,350	0	70,931,350	
サービス活動外増減の部	収益							
	借入金利息補助金収益	166,705	0	0	0	166,705	0	166,705
	受取利息配当金収益	24,284	33,131	7,095	133,469	197,979	0	197,979
	その他のサービス活動外収益	2,062,042	2,284,660	1,860,937	0	6,207,639	0	6,207,639
	サービス活動外収益計(4)	2,253,031	2,317,791	1,868,032	133,469	6,572,323	0	6,572,323
	費用							
	支払利息	300,000	0	0	0	300,000	0	300,000
その他のサービス活動外費用	1,410,000	1,707,800	1,286,400	0	4,404,200	0	4,404,200	
サービス活動外費用計(5)	1,710,000	1,707,800	1,286,400	0	4,704,200	0	4,704,200	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	543,031	609,991	581,632	133,469	1,868,123	0	1,868,123	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	33,985,575	31,946,730	12,294,942	△ 5,427,774	72,799,473	0	72,799,473	
特別増減の部	収益							
	施設整備等補助金収益	4,167,650	0	0	0	4,167,650	0	4,167,650
	固定資産売却益	0	69,999	0	0	69,999	0	69,999
	拠点区分間繰入金収益	0	0	0	6,900,000	6,900,000	△ 6,900,000	0
	特別収益計(8)	4,167,650	69,999	0	6,900,000	11,137,649	△ 6,900,000	4,237,649
	費用							
	固定資産売却損・処分損	342,584	116,229	1,628,399	0	2,087,212	0	2,087,212
国庫補助金等特別積立金積立額	4,167,650	0	0	0	4,167,650	0	4,167,650	
拠点区分間繰入金費用	2,300,000	2,300,000	2,300,000	0	6,900,000	△ 6,900,000	0	
その他の特別損失	1,021,020	0	0	0	1,021,020	0	1,021,020	
特別費用計(9)	7,831,254	2,416,229	3,928,399	0	14,175,882	△ 6,900,000	7,275,882	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 3,663,604	△ 2,346,230	△ 3,928,399	6,900,000	△ 3,038,233	0	△ 3,038,233	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	30,321,971	29,600,500	8,366,543	1,472,226	69,761,240	0	69,761,240	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	216,651,684	142,653,267	52,919,808	15,126,970	427,351,729	0	427,351,729
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	246,973,655	172,253,767	61,286,351	16,599,196	497,112,969	0	497,112,969
	基本金取崩額(14)					0		0
	その他の積立金取崩額(15)	5,000,000	0	10,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000
	その他の積立金積立額(16)	20,000,000	20,000,000	10,000,000	0	50,000,000	0	50,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	231,973,655	152,253,767	61,286,351	16,599,196	462,112,969	0	462,112,969

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表

平成 30 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

勘定科目	清仁保育園	清心保育園	久世保育園	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計
流動資産	50,055,222	61,930,030	49,544,736	16,525,565	178,055,553	0	178,055,553
現金預金	40,769,185	55,953,865	36,351,206	16,495,565	149,569,821	0	149,569,821
事業未収金	1,193,736	690,060	640,810	0	2,524,606	0	2,524,606
未収金	8,040	0	90	0	8,130	0	8,130
未収補助金	7,658,000	5,116,403	12,352,576	0	25,126,979	0	25,126,979
貯蔵品	44,812	12,022	28,550	0	85,384	0	85,384
前払金	30,000	0	0	30,000	60,000	0	60,000
前払費用	351,449	157,680	171,504	0	680,633	0	680,633
固定資産	549,044,409	655,615,065	89,087,516	232,674,702	1,526,421,692	0	1,526,421,692
基本財産	404,610,593	499,471,210	0	0	904,081,803	0	904,081,803
土地	186,364,650	100,820,150	0	0	287,184,800	0	287,184,800
建物	218,245,943	398,651,060	0	0	616,897,003	0	616,897,003
その他の固定資産	144,433,816	156,143,855	89,087,516	232,674,702	622,339,889	0	622,339,889
土地	7,013,616	516,094	0	0	7,529,710	0	7,529,710
建物	0	0	1,484,213	0	1,484,213	0	1,484,213
構築物	9,583,636	24,628,574	10,884,907	0	45,097,117	0	45,097,117
機械及び装置	1,238,501	0	6,901,624	0	8,140,125	0	8,140,125
車輛運搬具	0	2,178,250	0	0	2,178,250	0	2,178,250
器具及び備品	11,719,977	14,080,276	6,706,992	164,588	32,671,833	0	32,671,833
有形リース資産	2,378,085	0	0	0	2,378,085	0	2,378,085
ソフトウェア	1	1	2	0	4	0	4
保育所繰越積立資産	22,300,000	24,900,000	30,000,000	0	77,200,000	0	77,200,000
保育所施設・設備整備積立資産	90,200,000	89,100,000	32,999,778	0	212,299,778	0	212,299,778
リサイクル預託金	0	10,360	0	0	10,360	0	10,360
その他の固定資産	0	730,300	110,000	0	840,300	0	840,300
建設積立資産	0	0	0	181,684,000	181,684,000	0	181,684,000
特別拡充積立資産	0	0	0	50,826,114	50,826,114	0	50,826,114
資産の部合計	599,099,631	717,545,095	138,632,252	249,200,267	1,704,477,245	0	1,704,477,245
流動負債	23,322,399	18,779,643	12,630,905	90,957	54,823,904	0	54,823,904
事業未払金	8,310,217	8,722,490	5,989,363	17,239	23,039,309	0	23,039,309
その他の未払金	346,190	408,100	107,750	0	862,040	0	862,040
1年以内返済予定設備資金借入金	7,500,000	0	0	0	7,500,000	0	7,500,000
1年以内返済予定リース債務	509,844	0	0	0	509,844	0	509,844
預り金	197,290	13,803	7,691	0	218,784	0	218,784
職員預り金	411,194	661,917	459,435	8,118	1,540,664	0	1,540,664
仮受金	0	0	0	65,600	65,600	0	65,600
賞与引当金	6,047,664	8,973,333	6,066,666	0	21,087,663	0	21,087,663
固定負債	9,369,428	0	0	0	9,369,428	0	9,369,428
設備資金借入金	7,500,000	0	0	0	7,500,000	0	7,500,000
リース債務	1,869,428	0	0	0	1,869,428	0	1,869,428
負債の部合計	32,691,827	18,779,643	12,630,905	90,957	64,193,332	0	64,193,332
基本金	174,338,509	297,779,107	1,715,218	0	473,832,834	0	473,832,834
第一号基本金	172,609,837	295,859,502	0	0	468,469,339	0	468,469,339
第三号基本金	1,728,672	1,919,605	1,715,218	0	5,363,495	0	5,363,495
国庫補助金等特別積立金	47,595,640	134,732,578	0	0	182,328,218	0	182,328,218
その他の積立金	112,500,000	114,000,000	62,999,778	232,510,114	522,009,892	0	522,009,892
保育所施設設備整備積立金	90,200,000	89,100,000	32,999,778	0	212,299,778	0	212,299,778
人件費積立金	22,300,000	24,900,000	30,000,000	0	77,200,000	0	77,200,000
建設積立金	0	0	0	181,684,000	181,684,000	0	181,684,000
特別拡充積立金	0	0	0	50,826,114	50,826,114	0	50,826,114
次期繰越活動増減差額	231,973,655	152,253,767	61,286,351	16,599,196	462,112,969	0	462,112,969
（うち当期活動増減差額）	30,321,971	29,600,500	8,366,543	1,472,226	69,761,240	0	69,761,240
純資産の部合計	566,407,804	698,765,452	126,001,347	249,109,310	1,640,283,913	0	1,640,283,913
負債及び純資産の部合計	599,099,631	717,545,095	138,632,252	249,200,267	1,704,477,245	0	1,704,477,245

# 社会福祉法人清仁福祉会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(ハ) 放課後児童健全育成事業の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人清仁福祉会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を京都府城陽市富野荒見田4番地に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対しての報酬は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

（役員の数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名

(2)監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員を選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する園長及び事務局長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 園長及び事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 役員等の損害賠償責任の免除

### (責任の免除)

第二三条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一三条第一項の規定により免除することができる額（最低責任限度額）を限度として理事会の決議によって免除することができる。

### (責任限定契約)

第二四条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と、社会福祉法第四五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第六章 理事会

### (構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事から提出された議案につき、予め当該事項について議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長と理事2名及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 京都府城陽市富野乾垣内 67 番 2 所在の清仁保育園 敷地(754.10 平方メートル)

(2) 京都府城陽市富野乾垣内 4 番 6 所在の清仁保育園 敷地(284 平方メートル)

(3) 京都府城陽市富野乾垣内 3 番 8 所在の清仁保育園 敷地(475 平方メートル)

(4) 京都府城陽市富野乾垣内 3 番 1 所在の清仁保育園 敷地(260 平方メートル)

(5) 京都府城陽市富野乾垣内 4 番 1 所在の清仁保育園 敷地(179 平方メートル)

(6) 京都府城陽市富野荒見田 3 番所在の清心保育園 敷地(1808.44 平方メートル)

- (7) 京都府城陽市富野乾垣内 67 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建  
清仁保育園 園舎 (656.05 平方メートル)
- (8) 京都府城陽市富野乾垣内 61 番地 1 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板  
葺平屋建 清仁保育園 物置・便所 (23.04 平方メートル)
- (9) 京都府城陽市富野荒見田 4 番地、3 番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺陸  
屋根 2 階建 清心保育園 園舎 (832.39 平方メートル)
- (10) 京都府城陽市富野荒見田 4 番地所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺  
陸屋根平屋建 清心保育園 倉庫・便所 (12.47 平方メートル)
- (11) 京都府城陽市富野乾垣内 3 番地 8、4 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜  
鉛メッキ鋼板ガラス板葺 2 階建 清仁保育園 園舎 (784.26 平方メートル)
- (12) 京都府城陽市富野荒見田 4 番地、3 番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板  
葺・陸屋根平屋建 清心保育園 園舎 (472.27 平方メートル)
- (13) 京都府城陽市富野荒見田 4 番地、3 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建  
清心保育園 園舎 (496.31 平方メートル)
- (14) 京都府城陽市富野乾垣内 3 番地 1、4 番地 1 所在の木造スレート葺平屋建  
清仁保育園 学童保育施設 (122.00 平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、城陽市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、城陽市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は、確実な有価証券（下記のイ乃至ハに定めるものに限る）に換えて、保管する。

- イ 預貯金
- ロ 国債
- ハ 地方債

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条

1 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、城陽市長の認可(社会

福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を城陽市長に届け出なければならない。

## 第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人清仁福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中川三千代
理事	森山傳三
〃	中川重夫
〃	増田幸雄
〃	河合実
〃	堀士勝
監事	桑本藤夫
〃	三村幸

附 則

この定款は、昭和47年7月3日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、昭和50年1月6日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 8 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 12 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 17 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 18 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 19 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 25 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、認可日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 役員報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清仁福祉会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事、監事及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34 第1項第3号に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、研修会等（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 評議員及び評議員選任・解任委員は無報酬とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の上限)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(報酬と支給日)

第5条 役員報酬の額は、下記に定めるとおりとする。

役員名	報酬の額
理事長	月額100,000円 + 源泉徴収税額
常勤役員	該当者なし(職員としての給与が支給される者を除く)
非常勤役員	職務執行及び会議等への出席 日額5,000円 + 源泉徴収税額
監事	理事会、監査等への出席 日額5,000円 + 源泉徴収税額

2 報酬は、上記の額を翌月15日に支給するものとする。但し、支給日が土曜日、日曜日、祝日の場合には直近の前日になる平日に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日から施行する。

**評議員名簿** 任期：自 平成29年6月23日 至 平成33年定時評議員会終結時

役職名	氏名	親族等特別関係の有無
評議員	太田 堯信	無
評議員	奥村 忠司	無
評議員	加藤 明雄	無
評議員	木枝 順子	無
評議員	西川 清司	無
評議員	森 和年	無
評議員	森田 重俊	無

**役員名簿** 任期：自 平成29年6月23日 至 平成31年定時評議員会終結時

役職名	氏名	親族等特別関係の有無
理事長	北尾 順彦	無
理事	中川 幾久夫	無
理事	宮裡 静雄	無
理事	上辻 江里子	無
理事	中川 朋子	無
理事	古川 浩	無
監事	今村 いつ枝	無
監事	安村 修	無